

下請取引調査室

下請取引調査室とは

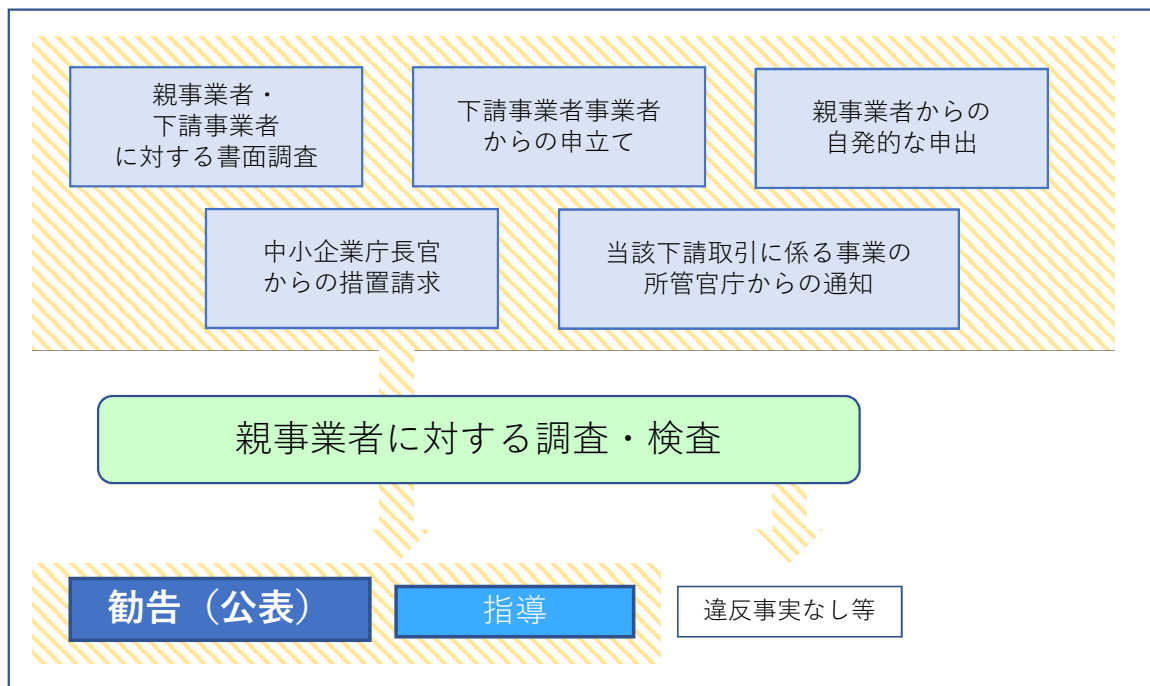
下請取引調査室は、下請法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により違反行為を止めさせるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採っています。

下請事業者が親事業者の下請法違反を公正取引員会に申し立てることは難しいので、書面調査により積極的に下請法違反の発見に努めています。

下請法の勧告件数は、年々その件数を増やしており、令和6年度は、勧告を受けた親事業者名の公表を開始した平成16年4月以降、最も多い21件の勧告を行いました。さらに、令和7年度は、8月末現在で11件の勧告を行っており、昨年度を超える勢いです。

現在、下請法は世間の関心が高まっており、令和8年1月には改正法が施行されます。是非、この機会に新しい下請法の執行と一緒にしてみませんか？

下請法違反事件の処理手順



※ 令和8年1月より、下請法は「中小受託取引適正化法（取適法）」に改正されます。
改正後は、「親事業者」が「委託事業者」に、「下請事業者」が「中小受託事業者」に変更されるとともに、取適法の適用を受ける取引・範囲・違反行為の拡大などが行われます。